

総発第 392 号
令和2年3月16日

酒田市監査委員 加 藤 裕 様
酒田市監査委員 高 橋 千代夫 様

酒田市長 丸 山



定期監査結果に対する措置等について

令和2年2月12日付監発第55号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知します。

記

課名	監査結果		措置内容
農林水産課	指摘事項	農村環境改善センター使用料の減免について、事務決裁規程上、使用料の減免の決定は、課長の専決事務となっているが、全ての減免申請書は担当者の確認印のみで、課長の決裁を失念していた。公の施設に係る使用料の減免は、本来利用者が負担すべき使用料を減額又は免除する重要な手続きであることから、事務決裁規程に則り適切に事務処理を行うこと。	減免申請書の減免決定決裁において、集計してまとめた表書きでの一括決裁で可として事務を進めていたが、監査実施日に指摘を受けた以降、減免申請書の受理から可否の決定に係る決裁を行う際に、減免申請書（原本）1枚1枚に押印のうえ決定するよう、減免に係る事務処理を適正に行うことの徹底を図った。
	注意事項	松山農村環境改善センター受付・清掃等業務委託について、契約上、委託料の支払い日は、当月分を翌月払いと規定しているが、4月分から8月分の委託料 1,136,155 円は、令和元年10月 30 日にまとめて支払ったため、4月分は4か月、5月分と6月分は2か月を超えて遅延していた。遅延理由と	委託料の支払い遅延が発覚した段階で、委託先や松山支所の担当者と契約内容や仕様について、改めて直接話し合いの場を設け委託業務内容について確認を行った。 担当は、負担行為額／予算額だけではなく、支出額／予算額や支出額／負担行為額による予算執行状況の把握を心掛

	<p>して担当課は、今年度から管理業務を直営方式から委託方式に切り替えたが、受託者である松嶺コミュニティ振興会から毎月の業務完了報告書、請求書の提出がなかったこと、担当課も受託者への業務報告書提出の催促を怠り、一連の支払い事務を失念したためとしている。</p> <p>受託者との意思疎通不足や担当課と総合支所との連携不足が遅延要因として挙げられるので、管理する施設の状況を一番把握できる総合支所に予算執行含めて一元化を検討するなど、適切に予算管理を行うこと。</p>	<p>することとした。</p> <p>支払管理について、課内スケジュール表に明記、係内で支払状況を確認できるようにし、財務会計処理漏れの防止を図った。</p>
--	---	---